十エコ一財第 20 号
令和 8 年 4 月 27 日

十勝総合振興局長　様

一般財団法人
十勝エコロジーパーク財団
理事長　川田　章博

令和７年度 業務報告書について

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第９条の規定により業務報告書を提出します。

記

1　令和７年度 業務報告書

8.4.27 収受
125

北海道知事　様

〒080-0263
指定管理者　名　　称　　一般財団法人　十勝エコロジーパーク財団
代表職氏名　　理事長　川田　章博
電話番号　　0155-46-2022

北海道立十勝エコロジーパークの管理に関する協定書第18条第2項の規定により、次のとおり令和7年度業務報告書を提出します。

Ⅰ 管理運営
1 管理運営にあたって
2 利用料金について
3 使用規程について

Ⅱ 利用促進
1 利活用の広報活動について
2 利用促進の具体的な方策について
3 利用人数の目標について

Ⅲ 利用者サービス
1 窓口対応について
2 広報活動について
3 レンタル及び販売等について
4 施設の清掃及び芝生・草地管理について
5 地産地消の促進について
6 廃棄物の適正処理について
7 利用者満足度の向上について
8 その他サービス向上事業について

Ⅳ 具体的な管理運営方法について
1 管理運営の方針及び運用方法について
2 事故発生件数の目標について
3 施設賠償責任保険
4 管理運営業務
5 施設・整備の保守点検業務
6 植物管理業務

Ⅴ 安全対策や危機管理
1 安全対策や危機管理について
1) 想定されるリスク及びクライシス
2) 職員の危機管理能力の向上
3) 日常の安全対策・危機対策
4) 緊急時の対策
5) 災害等に備え、訓練を実施
6)非常配備態勢・配置基準について
・ビジターセンター・土のフォーリー・プロジェクトハウス消防計画
・自衛消防組織
・消防訓練実施計画
・安全危機対策マニュアル
・緊急連絡体制
・事故対策マニュアル
・不審者対応マニュアル
・災害対策要綱及び災害対策マニュアル

Ⅵ 地域連携

1 地域住民との協働について
2 地域ボランティア組織や活動等の活用・連携について
3 地元企業の社会貢献の実施について
4 管理の目標を達成するための計画及び実績(ボランティア)
5 地域の一員として活動について
6 管理の目標を達成状況

Ⅶ スタッフの配置及び資質向上について

1 公園管理事務所・スタッフ体制
2 利用者の安全確保について
3 職員の資質向上
4 専門職の配置
5 安全かつ快適な利用環境の提供
6 事務分掌

Ⅷ 過去2年間の業務履歴

1 過去2年の業務履歴
2 財政基盤の確立
3 環境に配慮したコスト縮減
4 具体的な対応策

Ⅸ 地域事情を踏まえた効果的な管理運営について

1 地域を踏まえた効果的な運営管理の考え方
2 組織・人材との連携の考え方
3 広域利用の促進
4 地域の活性化のため、地域の団体などの連携強化

Ⅹ 企画事業

1 主な自主事業の提案
2 自主事業の管理目標
3 自主事業
① 自然観察会主催事業
② 体験活動主催事業
③ 自然体験学習の受入れ
④ 利用促進、地産地消、観光レクリエーション事業

Ⅺ 管理に係る業務の経理状況等

1) 収支計画書及び実施
- 道立公園収支計画及び実施経理状況
- エコパカフェ収支計画及び実施経理状況

2) 年度別利用状況
- 来園者状況
- 団体利用者状況
- キャンプ・コテッジ状況

Ⅰ 管理運営

Ⅰ管 理 運 営

1. 管理運営にあたって

公園利用者が公園の施設や環境を楽しめるよう、公正・公平・平等な利用を確保します。

十勝川流域の豊かな自然を活かした「自然と人間の共生」を理念に、子供たちに夢を与え、公園利用者の誰もが、公園の自然を「見て、触れて」楽しみ、さらに自然について「知る・学ぶ」など、創造性を育むため、ゆとりとうるおいのある環境を提供します。
また、広大な敷地等を活かし、季節に応じたアウトドア型のスポーツやアクティビティなど「遊ぶ」もできる観光・レクリエーション施設として、体力や年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが自由に楽しめる通年開園の公園として管理運営を行います。

● 親しみやすいインフォメーションを提供します。

①	来園者へのインフォメーションや問い合わせへの対応とともに、コテッジ・キャンプサイトの利用受付や各種備品貸出し、緊急時の対応等のため、職員を配置し、利用者へのサービス向上や安全安心の確保を図りました。
②	アンケートや意見箱設置により常に利用者ニーズの把握とサービス向上に努めました。
③	挨拶、言葉使いなど、職員の接遇マナーの向上のため、朝礼での徹底や接遇研修に取り組みました。

● 園内活動をサポートします。

①	日本語、英語、中国語のリーフレットや園内案内図などを作成し、来園者誰もが自由に園内の散策を楽しめるよう、総合窓口に配置しました。
②	乳幼児を連れた方や身体の不自由な方でも園内を利用できるよう、職員等によるサポートをはじめ、ベビーカーや車いすを常備し、無料で貸し出しました。
③	体力・年齢・障がいにかかわらず自然散策・園内散策を楽しめるよう、補助輪付からマウンテンバイクまで揃えた自転車レンタルやオートカート・冬期のスノーラフティング運行などにより、サポートしました。

夏期間	自転車	カート	参考：タンデム
4月	80 台	31 人	8 台
5月	358 台	161 人	43 台
6月	213 台	63 人	27 台
第1四半期	651 台	255 人	78 台
7月	284 台	49 人	18 台
8月	603 台	114 人	53 台
9月	183 台	69 人	20 台
第2四半期	1,070 台	232 人	91 台
10月	116 台	61 人	12 台
11月	17 台	0 人	2 台
第3四半期	133 台	61 人	14 台
冬期間	クロスカントリー	スノーチューブ	スノーラフティング
12月	31 人	161 個	293 人
第3四半期	31 人	161 個	293 人
冬期間	クロスカントリー	スノーチューブ	スノーラフティング
1月	75 人	754 個	1,048 人
2月	89 人	375 個	1,030 人
3月	0 人	0 個	0 人
第4四半期	164 人	1,129 個	2,078 人

④	雨天の日や子どもたちの室内遊戯のため、感染症等のリスクを考慮しながら、インドアガーデンに乗り物や絵本などを配置しました。
⑤	キャンプ用品を持たない方でも、キャンプやバーベキューを楽しめるよう、必要な用品を貸し出すほか、ボール等の遊具を販売しました。
⑥	インバウンドの増加に対応するため、Wi-Fiの活用を周知しました。

● 公正・公平な利用受付を行います。

①	公園利用の承認は、北海道都市公園条例及び関係規則を遵守するとともに、コテッジやキャンプ場の貸し出しに当たっては、受付台帳を備え、申し込み順受付とし、公正公平を期しました。

● 利用者ニーズに沿った利用時間、安全安心を確保します。

①	来園者への挨拶、声掛けを励行しました。
②	夜間や早朝に催しを開催するときは、通常の開園時間を拡大して対応しました。
③	遊戯施設（ふわふわドーム等）は、職員が随時巡回し、土・日・祝祭日・夏休み期間など繁忙期には、指導監視員を配置し、事故を未然に防止するため、危険行為の抑制や適正利用への誘導、利用調整を行いました。
④	夏期間の宿泊利用者（キャンプ場、コテッジ利用者）の利便性を高めるため、通常午前6時から午後7時までの正門ゲート開錠に加えて、午後10時まで出入りが可能なゲート開閉用のリモコンを貸与しました。
⑤	ふわふわドームや水と霧の遊び場は、春先や盛夏、秋口など天候や気温を考慮しながら利用者ニーズにあわせた柔軟な稼働時間としました。
⑥	夏期間のキャンプやコテッジ利用者の問い合わせや不測の事態への対応、園内治安の維持のため夜間に、宿泊警備員等を配置し24時間体制で、安全安心を確保しました。
⑦	他者に対し迷惑行為をする者には、注意喚起や利用制限をしました。
⑧	夏期間早朝の園内散策利用者のため、園内トイレを午前6時の巡回時に開錠し、開放しました。
⑨	入園者に催しの案内や閉園時間を知らせるなど、定期的（1日数回、利用の状況に合わせ）に園内放送を行いました。

● 利用しやすい料金体系とします。

①	使用料や利用料金、販売品価格の設定にあたっては、北海道都市公園条例の規定や市場価格等を参考に、誰もが利用しやすいよう利用者負担に配慮した適正な価格としました。使用料は別紙のとおり。

■使用規程について

①	「北海道立十勝エコロジーパーク使用規程」（別紙１）を定め、公園の適正な管理運営に努めました。

2. 利用料金について

利　用　料　金

ア　オートキャンプ場に入場する場合

区分		利用料金の額
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき　700円
宿泊キャンプ	1. 小学校の児童	1人1泊につき　600円
	2. 1以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1人1泊につき　1,200円

イ　オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

区分			利用料金の額
プライベートサイト			1サイト1泊につき　1,500円
フリーテントサイト		デイキャンプ	1サイト（テント1張り）1日につき　400円
		宿泊キャンプ	1サイト（テント1張り）1泊につき　1,000円
トレーラーハウス			1棟1泊につき　15,000円 閑散期　1棟1泊につき　12,000円
ロッジ	3～5人用		1棟1泊につき　15,000円 閑散期　1棟1泊につき　12,000円
	5～7人用		1棟1泊につき　21,000円 閑散期　1棟1泊につき　16,800円
	8～10人用		1棟1泊につき　30,000円 閑散期　1棟1泊につき　24,000円
洗濯機			1回につき　400円
乾燥機			1回につき　100円

備　考

1　トレーラーハウス及びロッジの閑散期とは、4月1日から4月28日まで及び11月1日から11月30日までとする。

2　上表アにかかわらず、小学生、中学生及び高校生が10名以上の団体でオートキャンプ場（フリーサイトに限る）に宿泊する場合の入場料金の額は、下表に掲げるとおりとする。

区分		利用料金の額
宿泊キャンプ	1. 小学校の児童	1人1泊につき　0円
	2. 中学校の生徒及び高等学校の生徒	1人1泊につき　600円
	3. 1及び2の引率者	1人1泊につき　600円

3　上表アに関わらず、オートキャンプ場に2連泊以上する場合の入場料金の額は、下表に掲げるとおりとする。

区分		利用料金の額
宿泊キャンプ	1. 小学校の児童	0円
	2. 1以外の者（学齢に達しない者を除く）	0円
	3. 小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒の引率者	0円

3. 使用規定について

北海道立十勝エコロジーパーク使用規程

（目的）

第1条　この規程は、北海道立都市公園条例（昭和50年7月26日条例第20条）及び北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則（平成15年北海道規則79条）に定めるものを除き、北海道立十勝エコロジーパークの使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の期間等）

第2条　下記区分の各施設及び遊具の使用の期間並びに時間は、次のとおりとする。

	区　　分	使用の期間	使用の時間
施設	ビジターセンター（管理棟） 及び体験学習施設 プロジェクトハウス 土のフォーリー バーベキュー炉	通年（年末年始を休日とする）	午前9時00分から午後5時00分まで
	水と霧の遊び場	4月29日から8月31日まで	（季節及び天候により閉鎖する場合がある） 午前9時00分から午後4時30分まで
		9月1日から9月30日まで	午前9時00分から午後4時00分まで
	ふわふわドーム	4月29日から8月31日まで	午前9時00分から午後4時30分まで
		9月1日から11月3日まで （11月3日が金曜日の場合は5日まで、土曜日・日曜日の場合は4日まで）	午前9時00分から午後4時00分まで
	オートキャンプ場	通年（年末年始を休日とし、キャンプ場としては4月29日から10月31日まで）	規則に定める時間 （季節及び天候により閉鎖する場合がある）
	コテッジ トレーラーハウス	通年（年末年始を休日とし、4月1日から11月30日まで）	規則に定める時間 （季節及び天候により閉鎖する場合がある）
	ビジターセンター周辺 芝生広場	通年（年末年始を休日とする）	午前9時00分から午後5時00分まで
	野外芝生広場 （ピクニック広場）	通年（トイレ・水のみ場などは冬期間閉鎖）	午前9時00分から午後5時00分まで （季節及び天候により閉鎖する場合がある）
	その他園内施設（トイレ・水のみ場など）	夏期間（冬期間は中止）	午前9時00分から午後5時00分まで それぞれの施設の使用時間に準ずる。
	駐車場	通年（メインゲート開扉時間内とし、冬期間は中央、バス専用、正面玄関駐車場以外は閉鎖する）	使用規程第2条第2項に定める時間
	エリア内園路	通年（年末年始を休日とする）	午前9時00分から午後5時00分まで （季節及び天候により閉鎖する場合がある）
遊具	自転車及びタンデム自転車	夏期間（季節及び天候により変更する場合がある）	原則として 午前9時00分から午後5時00分まで （貸出し最終時刻：午後4時00分） （季節及び天候により時間の変更及び貸出さない場合がある）
	カートDE公園めぐり	夏期間（季節及び天候により変更する場合がある）	午前9時00分から午後4時00分まで （最終運行時刻午後3時50分） （季節及び天候により時間の変更及び運行しない場合がある）

遊具	歩くスキー	冬期間（季節及び天候により変更する場合がある）	午前9時00分から午後5時00分まで （貸出し最終時刻午後3時00分） （季節及び天候により時間の変更及び貸出さない場合がある）
	スノーチューブ	冬期間（季節及び天候により変更する場合がある）	午前9時00分から午後5時00分まで （貸出し最終時刻午後4時00分） （季節及び天候により時間の変更及び貸出さない場合がある）
	スノーラフティング	冬期間（季節及び天候により変更する場合がある）	午前9時00分から午後4時00分まで （最終運行時刻午後3時50分） （季節及び天候により時間の変更及び運行しない場合がある）
	その他の野外遊具	通年（年末年始を休日とする）	午前9時00分から午後5時00分まで （季節及び天候により時間の変更及び貸出さない場合がある）

2　メインゲート(正面出入り口)開閉は、4月29日から10月31日までは午前6時00分から午後7時00分まで及び11月1日から4月28日までは午前9時00分から午後5時30分までとする。ただし、管理事務所長は、特に必要と認めた場合は変更することができる。

3　毎年12月29日から1月3日までの期間(年末年始)は閉園とする。

4　管理事務所長は、特に必要と認めた場合は、十勝総合振興局と協議して使用の期間及び時間を変更することができる。

5　夏期間は4月下旬から10月下旬、冬期間は11月上旬から4月下旬までとする。

6　学校教育活動、生涯学習活動、企業などによる観察会・学習会及びこれに準ずる利用で、概ね10名以上の使用を団体利用という。

(使用の範囲)

第3条　公園施設の使用の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）オートキャンプ場

北海道十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則によるものとする。

（2）ビジターセンター

イ　レクリエーション、研修会及び講習会、展示及び作品展等

ロ　休息、鑑賞、その他の催し物

（3）土のフォーリー(バーベキュー炉)、プロジェクトハウス

イ　レクリエーション、研修会及び講習会・観察会等のプログラム活動やグループ等の自主研究・利用団体の活動等

ロ　休息、鑑賞、その他の催し物

（4）体験学習施設(コテッジドーム)

イ　講習会、研修会、レクリエーション等

（5）野外広場等

イ　レクリエーション、運動、休息、鑑賞、遊戯、その他の催し物

(使用の条件)

第4条　公園施設の使用の申込及び承認等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

ビジターセンター、土のフォーリー、バーベキュー炉、プロジェクトハウス及び野外広場については、施設を独占的に使用する場合で、事前に承認する必要があるときに適用するものとする。

ただし、施設を独占的に使用する団体等の場合は、北海道立十勝エコロジーパーク使用申請書(別記様式1)を提出すること。

（1）オートキャンプ場

イ　使用の申込の予約は、原則として使用日の属する月の3ヶ月前からとする。

（2）ビジターセンター、土のフォーリー、バーベキュー炉、プロジェクトハウス及び野外広場

イ　使用の申込受付は、原則として使用日の属する3ヶ月前からとする。

ロ　使用の承認を受けようとする者は、使用申請書(別記様式1)に行事計画書若しくは、これに準ずる関係書類を添付し、管理事務所長に提出しなければならない。

ハ　管理事務所長は、使用の承認を決定した場合は、使用承認書(別記様式2)を、不承認を決定した場合は、使用不承認通知書(別記様式4)により申請者に対して通知するものとする。

ニ　使用の承認を受けた者が、承認事項を変更するときは、使用変更申請書(別記様式3)を管理事務所長に提出しなければならない。

(使用を承認しない事項)

第5条　使用を承認しない利用の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）オートキャンプ場

イ　旅館業法第5条の各号に該当する場合

ロ　公益を害し、又は風俗を乱す恐れが有る場合

ハ　公園利用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな利用

ニ　物品販売を主たる目的とする利用

ホ　施設又は設備を損傷する恐れがある利用

ヘ　政治及び宗教活動等を主たる目的とする利用

ト　施設の正常な管理運営に支障がでる恐れがある場合

（2）ビジターセンター、土のフォーリー、バーベキュー炉、プロジェクトハウス及び野外広場

イ　公益を害し、又は風俗を乱す恐れがある場合

ロ　公園利用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな利用

ハ　飲食を主たる目的とする利用。ただし、バーベキュー炉を除く。

ニ　物品販売を主たる目的とする利用

ホ　施設又は設備を損傷する恐れが有る利用

ヘ　政治及び宗教活動等を主たる目的とする利用

ト　施設の正常な管理運営に支障がでる恐れがある場合

(公園施設の継続使用期間)

第6条　ビジターセンター、土のフォーリー、バーベキュー炉、プロジェクトハウス及び野外広場を継続して使用できる期間は原則として7日以内とし、7日を超える場合は要協議とする。

2　管理事務所長は、特に必要と認めた場合は、十勝総合振興局と協議して前項に定める期間を超えて利用させることができる。

(使用の承認取消)

第7条　使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は使用目的若しくは方法が第5条各号に該当するときは、使用の全部又は一部を取消し、又は使用の方法を制限、若しくは使用停止することができる。

（1）承認の条件に違反した場合

（2）都市公園法、北海道立都市公園条例に違反した場合

（3）承認された目的以外に施設を使用とする場合

（4）承認に基づく権利を譲渡し又は他人に使用させようとする場合

（5）公益を害する恐れがあると認められる場合

(使用の申請書等に関する規程の準用)

第8条　第4条のただし書き規程は、第5条から第7条までの規定に準用する。

(その他)

第9条　この規程に定めるものの他、必要な事項は、管理事務所長が別に定める。

2　自主企画事業に関わる内容については、別記1のとおりとする。

なお、利用金額については毎年度の年次業務計画書に定める。

自主企画メニュー内容

項目		利用内容等		利用金額
遊具	自転車（中学生以下）	1台	1時間	200円
	自転車（高校生以上）	1台	1時間	400円
	タンデム自転車（2人乗り用）	1台	1時間	800円
	カートで公園めぐり	小学生以下	1人1回	200円
		中学生		400円
		高校生以上		600円
	歩くスキー	1セット	2時間	500円
			4時間	700円
			1日	900円
	スノーチューブ	小1台	1時間	500円
		大1台		800円
	スノーシュー	1セット	2時間	500円
			4時間	700円
			1日	900円
	スノーラフティング	小学生以下	1人一回	ショートコース 200円 ミドルコース 300円 ロングコース 500円
		中学生		ショートコース 300円 ミドルコース 400円 ロングコース 600円
		高校生以上		ショートコース 500円 ミドルコース 600円 ロングコース 1,000円
キャンプ用品	宿泊用ドームテント	1泊1張り		1,500円
	タープテント	1泊1組		1,000円
	折りたたみテーブル	1泊1台		500円
	折りたたみ椅子	1泊1脚		300円
	寝袋（インナー付）※貸出停止中	1泊1個		500円
	キャンプマット	1泊1枚		100円
	炊具	1泊1セット		500円
	バーベキューコンロ	1泊5人用1台		300円
	食器	1泊1セット		200円
	クーラーボックス	1泊1個		300円
	ランタン（スタンド付）	1泊1台		1,000円
	電気式ランタン	1泊1台		200円
	ポリタンク	1泊1個		100円
	シェード	1日1張		500円
カフェ	フランクフルト	1人前		400円
	カレーライス	1人前		700円
	カレーパン	1人前		400円
	生ドーナツ	1人前		400円
	肉まん	1人前		400円
	フライドポテト	1人前		400円
	チキンナゲット	1人前		400円
	調理パン	1人前		400円
	ソフトクリーム	1人前		400円
	ソフトクリーム(ミニ)	1人前		300円
	アップルシナモンソフト	1人前		400円

カフェ	チョコソフト	1人前	350円
	イチゴソフト	1人前	350円
	チョコバナナソフト	1人前	400円
	山幸ソフト	1人前	400円
	アイスコーヒー	1人前	400円
	コーヒーフロート	1人前	600円
	珈琲(マシン)	1人前	400円
	ホットチョコ	1人前	400円
	チョココーヒー	1人前	500円
	メロンソーダ	1人前	350円
	ソーダフロート	1人前	600円
	ラムネソーダ	1人前	350円
	ホットミルク	1人前	400円
	シマエナガソフト	1人前	500円
	イベントメニュー	1人前	800円
	おやつセット	1人前	500円
	カフェラテ	1人前	400円
	アフォガード	1人前	400円

割増料金

- 一人乗り自転車は利用時間1時間を超える毎に中学生以下200円、高校生以上400円とする。
- タンデム自転車利用時間1時間を超えると30分以内は300円、30分を超過すると500円とする。
- スノーチューブは利用時間1時間を超える毎に500円とする。
- 歩くスキーは利用時間2時間を超え1時間ごとに100円とする。

割引料金

- 歩くスキー、スノーチューブ、スノーシュー、スノーラフティングは、団体15名以上10%割引とする。

Ⅱ利用促進

Ⅱ利用促進

四季を通して学び、憩う公園を目指します。

恵まれた自然や広大なフィールドを活かし「触れる」、「遊ぶ」、「学ぶ」、そして「自然を守り育てる」自然体験活動や、雄大で美しい空間の風致を楽しみ、誰もが充実した活動や満足感を得られる公園を目指します。

そのため、既存施設でのレクリエーションや余暇活動に加え、本公園の環境や特性を活かした魅力的な自主事業の展開により利用促進を図ります。

1. 利活用の広報活動について

●エコロジーパークを広く発信し、知っていただきます。（広報活動）

①	利用者を増加させていくためには、公園を知り利用してもらうことが必要であり、リーフレットやホームページ、ＳＮＳ、観光情報誌、フリーペーパー等を活用し、公園施設や、行事の案内、旬の話題など、ビジュアル的に、広く利用者や旅行代理店などに周知し、知名度の向上に努めました。
②	十勝管内市町村をはじめ、小中学校、幼稚園、保育所などに施設やイベント情報を周知しました。併せて、十勝管内市町村広報紙を常備し、市町村情報の提供に寄与しました。
③	新聞、TV、ラジオ等報道機関への情報提供やコミュニティー紙を活用して、積極的に施設及び事業、イベント等の広報や周知を図りました。
④	ビジターセンター等に、開催予定行事の案内や参加者募集のチラシを掲出し、事前告知しました。
⑤	エコロジーパーク通信を年２回発行します。
⑥	ボランティアの皆さんや地元のアーティストの皆さんのつながりや口コミによる利用を促しました。
⑦	コテッジ利用を促進するため、閑散期の特別料金の設定や平日利用を高めるため、管内企業の研修（コテッジドームの利用促進）や社員の親睦利用について、企業団体等を通じ会員企業に周知しました。

第１四半期	人数	団体	第２四半期	人数	団体	第３四半期	人数	団体
４月	0	0	７月	0	0	10 月	13	1
５月	0	0	８月	15	1	11 月	0	0
６月	0	0	９月	0	0			
合　計	0	0	合　計	15	1	合　計	13	1

⑧	十勝エコロジーパークを構成する幕別・池田町都市公園や階段式魚道観察施設（ととろーど）など、全エリアと有機的連携をはかり、相互において、利用促進を周知しました。 第1～3 四半期　階段式魚道観察室　4 月 29 日～11 月 30 日
⑨	十勝川温泉ホテルや帯広市内のホテル、駅の観光案内所、周辺市町村などにリーフレットを置き、広く周知しました。
⑩	十勝川温泉街のガーデンスパ十勝川温泉や十勝川温泉観光協会等と連携し、地域に人を呼び込み、回遊させ、集客に努めました。

2. 利用促進の具体的な方策

●利用者の利便性を高めます。

①

公園ライフをサポートするため、「遊ぶ」、「楽しむ」ために必要なレンタル用品を充実しました。

第 1 四半期

4 月	焼き肉用品	4 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	23 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
5 月	焼き肉用品	0 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	23 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
6 月	焼き肉用品	42 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	20 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
合計		112 件	

第 2 四半期

7 月	焼き肉用品	55 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	31 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
8 月	焼き肉用品	100 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	93 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
9 月	焼き肉用品	29 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	35 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
合計		343 件	

第 3 四半期

10 月	焼き肉用品	19 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	8 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
11 月	焼き肉用品	15 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	0 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
12 月	焼き肉用品	1 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	0 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
合計		43 件	

第 4 四半期

1 月	焼き肉用品	0 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	0 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
2 月	焼き肉用品	0 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	0 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
3 月	焼き肉用品	0 件	焼き網、火ばさみ、着火剤など
	キャンプ用品	0 件	テント、タープ、テーブル、イス、マット
合計		0 件	

②	交通弱者対策として、路線バス運行会社の協力を得て、十勝川温泉終点をエコロジーパークまで延長するデマンド型としました。
③	企業共済組合等と提携して、福利厚生事業を実施しました。
④	多様な支払方法に応じるため、クレジットカード決済を実施しました。 NC カード株式会社と提携し、クレジットカード決済の導入を実施しました。

●和みやうるおいのある環境を提供します。

①	融雪後にボランティアの皆さんの協力を得て、園内全体の清掃を行いました。 4月12日　　98人
②	園内に彩りややすらぎの空間を演出するため、ビジターセンター入口、前庭などに、花壇を整備しました。 第1四半期　4月12日　クリーンアップ作戦
③	奉仕団体などの協力を得た育樹事業により、豊かな森づくりを進めました。

●自然を大切にする心を育てます。

①

学習指導員による自然観察会や体験活動を年間20回以上を目標に実施するほか、学校などの自然体験活動を年間30回以上を目標に受け入れ、これらの事業の指導等にボランティアの積極的な参加を進めています。

第1四半期

	自然体験活動		学校受入		団体受入	
4月	1 回開催	49 人	0 学校	0 人	0 団体	0 人
5月	1 回開催	7 人	0 学校	0 人	1 団体	12 人
6月	1 回開催	21 人	2 学校	22 人	0 団体	0 人
小計	3 回開催	77 人	2 学校	22 人	1 団体	12 人

第2四半期

	自然体験活動		学校受入		団体受入	
7月	1 回開催	20 人	5 学校	165 人	1 団体	41 人
8月	2 回開催	38 人	5 学校	188 人	1 団体	21 人
9月	1 回開催	2 人	8 学校	392 人	0 団体	0 人
小計	4 回開催	60 人	18 学校	745 人	2 団体	62 人

第3四半期

	自然体験活動		学校受入		団体受入	
10月	1 回開催	19 人	1 学校	22 人	0 団体	0 人
11月	1 回開催	14 人	0 学校	0 人	0 団体	0 人
12月	1 回開催	14 人	0 学校	0 人	0 団体	0 人
小計	3 回開催	47 人	1 学校	22 人	0 団体	0 人

第4四半期

	自然体験活動		学校受入		団体受入	
1月	1 回開催	4 人	0 学校	0 人	団体	人
2月	1 回開催	2 人	0 学校	0 人	1 団体	10 人
3月	回開催	0 人	0 学校	0 人	団体	人
小計	2 回開催	6 人	0 学校	0 人	1 団体	10 人

②	学校や地域、団体などからの自然体験会や環境学習へのガイド、講師派遣依頼などに、学習指導員等を派遣し、活動に協力しました。
③	釧路、根室管内小学校の修学旅行を誘致し、自然体験プログラムを提供しました。
④	中学・高校の修学旅行を誘致しました。（自然体験、サイクリングの実施）

●一年を通して楽しめる公園づくりを実現します。

①	節句など四季折々に、音楽イベントやお祭り、体験会などを組み合わせ、子どもから大人までが楽しめる歳時記事業を実施しました。 第１四半期 6 月 21 日・22 日エコパ歳時記「長い日を楽しもう」 第２四半期 8 月 2 日・3 日エコパ歳時記「七夕まつり」 第 3 四半期 12 月 13・14 日エコパ歳時記「短い日を楽しもう」 第 4 四半期 2 月 1 日エコパ歳時記「みんな集まれ豆まき会」 3 月 1 日エコパ歳時記「ひな祭り」
②	夏のほか、冬も雪や寒さを楽しむ事業を展開します。 （夏レンタル自転車、オートカート運行、 冬スノーラフティング、歩くスキー、チューブそり、冬まつりなど）
③	健康づくりのため、歩くスキーコースやフットパスコースを整備し、初心者講習をはじめ、管内愛好家の利用を広めました。 第１四半期 6 月 21 日第　第 18 回フットパスウォーキング
④	行政や団体が主催するイベントを誘致しました。 第1四半期　フライングディスクドッグショー 第2四半期　キッズドリームパークinエコロジーパーク（JAF） 第3四半期　スロウ村の仲間たち2025
⑤	保育所・幼稚園、小学校低学年の平日団体利用者に対しスノーラフトの無料招待試乗を行い、子供たちの冬季屋外活動をサポートします。
⑥	臨時駐車場芝生やピクニック広場を、一般利用に支障にならない範囲で、高校、大学、社会人などのスポーツ練習場として活用しました。
⑦	大池を活用し、「カヌー体験」を実施しました。（ネイチャーセンターの事業誘致）
⑧	十勝管内企業の協力を得て、大池の氷を切り出した冬期ロングランの「氷のすべり台」を制作します。

●十勝の豊富で安心・安全な食を楽しめる機会をつくります。

①	管内の蕎麦同好会の協力を得て、「エコパ蕎麦まつり」を開催しました。 第１四半期　5/4、6/15　　第２四半期　7/20、8/17、9/21　第３四半期 10/12
②	エコパカフェでは、地場産品を活用した軽食やファーストフードの提供などメニューの拡大を図るとともに、管内市町村や農業者と連携した地場産品や観光の PR を行いました。

●交流の場づくりをすすめます。

①	子育て中のママの情報交換の場を提供し、応援しました。
②	乳幼児の集団遊びをサポートするため、ビジターセンターのおもちゃを充実しました。
③	十勝を訪れる海外観光客に、新雪や冬の遊びを提供し感動を持ち帰っていただきました。

◆　自然体験内訳

事　業　名	月　日	人数	内　　容
サケの稚魚を放流しよう	4月26日	49	エコパで育てたサケの稚魚を十勝川に放流する
大池で遊ぼう ※雨天中止	5月10日	0	大池で魚釣りとザリガニ観察を体験する
春だ　畑に種をまこう	5月24日	7	畑にいろいろな作物の種や苗を植える
ザリガニを観察しよう	6月21日	21	大池でザリガニを捕獲し、体のしくみを学ぶ
ザリガニを観察しよう	7月19日	20	大池でザリガニを捕獲し、体のしくみを学ぶ
ザリガニを観察しよう	8月9日	16	大池でザリガニを捕獲し、体のしくみを学ぶ
大池で遊ぼう	8月23日	22	大池で魚釣りとザリガニ観察を体験する
ととろーどをめざそう	9月20日	2	約6kmを徒歩で移動し、サケの遡上を観察する
やきいもおいしいぞ	10月18日	19	落ち葉を集めて焼き芋を焼く体験をする
シロザケをしりたい	11月1日	14	サケの採卵、解剖を体験する
しめ縄作りに挑戦	12月13日	14	正月飾りのしめ縄の作成を体験する
サンポカフェ	1月31日	4	スノーシューで園内散策・自然観察
足あとを見つけよう	2月21日	2	スノーシューで野生動物の痕跡を観察

◆　体験活動内訳

事　業　名	月　日	人数	内　　容
春のキャンプ	5月17日･18日	5	仲間と協力して1泊2日の協力体験
親子でピザつくり体験	6月14日	0	手作りピザを焼いて食べよう
フットパスウォーキング	6月21日	3	公園周辺でのフットパスウォーキング
アロハの森フラステージ	6月22日	20	エコパのステージでハワイアンフラを踊ります
夏のキャンプ	7月26日･27日	5	仲間と協力して1泊2日の協力体験
とかちの木で木工教室	8月3日	34	ミニチェアー、コースターを指導者の下、作成
夏のクラフトづくり	8月16･17日	30	夏休みの工作づくり
防災体験をしよう	9月7日	23	缶切りにチャレンジ、トクサでたわしづくり
秋のキャンプ	10月11・12日	1	仲間と協力して1泊2日の協力体験
野外でおやつを作ろう	11月2日	3	自分で作ったおやつを炭火で焼いて食べよう
エコパもちつき会	12月14日	16	皆で一緒に餅つきをして出来たお餅を食べよう
冬のクラフトづくり	1月17・18日	50	冬休みの工作つくり
冬のキャンプ	1月17・18日	8	仲間と協力して1泊2日の協力体験
第17回親子雪だるまコンテスト	2月14・15日	24	家族やグループで協力して、雪だるまづくり

集客イベント

事　業　名	月　日	人数	内　　容
フワフワドームオープン	4月12日	765	一般客ボランティアの子供を対象にフワフワドームのお掃除
クニさん歌の広場	4月19日	510	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
リサイクルフリーマーケット	5月3日	1,136	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	5月4日	3,190	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	5月5日	3,216	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	5月6日	1,992	家庭で不要になったものをリサイクル
モンキーブリッジ	5月3日	1,136	ボーイスカウトによる雲梯体験
モンキーブリッジ	5月4日	3,190	ボーイスカウトによる雲梯体験
モンキーブリッジ	5月5日	3,216	ボーイスカウトによる雲梯体験
春のクラフト	5月4日	3,190	キャンドルアート作成とキーフォルダー作り
春のクラフト	5月5日	3,216	キャンドルアート作成とキーフォルダー作り
春のクラフト	5月6日	1,992	キャンドルアート作成とキーフォルダー作り
クニさん歌の広場	5月31日	882	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
わくわくキッズフェスタ inエコパ1日目	6月14日	2,898	フワフワ遊具11基や化石・宝石発掘体験などで子供たちに遊んでもらうイベント。エコカー・働く車展示などもあり
わくわくキッズフェスタ inエコパ2日目	6月15日	3,866	フワフワ遊具11基や化石・宝石発掘体験などで子供たちに遊んでもらうイベント。エコカー・働く車展示などもあり
エコパ歳時記 「長い日を楽しもう」	6月21日	1,346	夏至にちなんだイベント。フワフワドーム時間延長。キッチンカー等
エコパ歳時記 「長い日を楽しもう」	6月22日	1,362	夏至にちなんだイベント。フワフワドーム時間延長。キッチンカー等
第18回 フットパスウォーキング	6月21日	1,346	十勝らしい景観や自然をマイペースで歩いて気軽に楽しむ
クニさん歌の広場 夏至コンサート	6月21日	1,346	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
アロハの森フラステージ	6月22日	1,362	青空と緑に囲まれたフラステージ、フラ体験会
リサイクルフリーマーケット	7月19日	1,020	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	7月20日	2,232	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	7月21日	1,472	家庭で不要になったものをリサイクル
クニさん歌の広場	7月19日	1,020	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
エコパ歳時記「七夕まつり」	8月2日	1,046	七夕飾り、グルメ・物販コーナー、木工教室など

エコパ歳時記「七夕まつり」	8月3日	1,298	七夕飾り、グルメ・物販コーナー、木工教室など
リサイクルフリーマーケット	8月9日	1,262	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	8月10日	2,428	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	8月11日	2,040	家庭で不要になったものをリサイクル
アップルライブ	8月10日	2,428	アップル楽器店による音楽ライブ
夏のクラフト	8月16日	1,632	十勝在住の作家さんたちの指導でクラフト体験をしよう
夏のクラフト	8月17日	1,730	十勝在住の作家さんたちの指導でクラフト体験をしよう
クニさん歌の広場	8月23日	1,010	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
リサイクルフリーマーケット	9月13日	877	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	9月14日	1,400	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	9月15日	1,610	家庭で不要になったものをリサイクル
クニさん歌の広場	9月20日	1,016	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
キッズドリームパーク inエコロジーパーク	9月23日	2,580	JAFによる、一般客も体験可能な会員感謝デーイベント
エコパサウンドピクニック	9月28日	1,536	主に十勝管内で活躍するバンドや演奏団体によるフェスティバル
リサイクルフリーマーケット	10月11日	1,102	家庭で不要になったものをリサイクル
リサイクルフリーマーケット	10月12日	5,490	家庭で不要になったものをリサイクル
スロウ村の仲間たち2025	10月12日	5,490	北海道の食や芸術を集めたイベント
スロウ村の仲間たち2025	10月13日	6,942	北海道の食や芸術を集めたイベント
リサイクルフリーマーケット	10月13日	6,942	家庭で不要になったものをリサイクル
クニさん歌の広場	10月18日	552	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
夏ありがとうフェスタ	11月2日	484	エコパで遊んだ夏に感謝して自転車の無料貸し出しやイベントを楽しもう
夏ありがとうフェスタ	11月3日	720	エコパで遊んだ夏に感謝して自転車の無料貸し出しやイベントを楽しもう
クニさん歌の広場	11月18日	188	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
エコパ歳時記「短い日を楽しもう」	12月13日	188	冬至（２２日）に因んだイベント。クリスマスツリー、しめ縄つくり、餅つき。
エコパ歳時記「短い日を楽しもう」	12月14日	228	冬至（２２日）に因んだイベント。クリスマスツリー、しめ縄つくり、餅つき。
クニさん歌の広場	12月20日	266	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
冬のクラフト	1月17日	444	十勝在住の作家さんたちの指導でクラフト体験をしよう
冬のクラフト	1月18日	688	十勝在住の作家さんたちの指導でクラフト体験をしよう

クニさん歌の広場	1月17日	444	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
エコパ歳時記「みんな集まれ豆まき会」	2月1日	764	鬼さんとじゃんけん、豆まき会、アイスカルーセル無料体験
バレンタインキャンドル	2月7日	374	十勝在住の作家さんのキャンドルづくり体験
バレンタインキャンドル	2月14日	678	十勝在住の作家さんのキャンドルづくり体験
第17回親子雪だるまコンテスト	2月14日	678	家族やグループで協力して、思い思いの雪だるまを作ろう
第17回親子雪だるまコンテスト	2月15日	986	家族やグループで協力して、思い思いの雪だるまを作ろう
2026エコパ冬まつり	2月15日	986	ウインターフェス最大のイベント。氷の滑り台、子どもボブスレー、グルメ・物販、福まき
クニさん歌の広場	2月21日	532	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
エコパ歳時記「ひな祭り」	3月1日	292	雛飾り、殺陣パフォーマンス、グルメ・物販コーナー
クニさん歌の広場	3月14日	260	作詞作曲家のクニ河内さんといっしょに音楽で遊ぶ
メロディキッズコンサート	3月15日	454	レッスンを受け、楽しそうに楽器を使う子供たちとクニさんミカちゃんの奏でる音楽

Ⅲ利用者サービス

Ⅲ利用者サービス

利用者の満足度、納得度を高めます。

訪れる人々が快適で安全に、満足感や納得感を得られ、また来てみたいと思える公園づくりを目指します。

1. 窓口対応について

●温かな「おもてなし」を実現します。

①	子育て中のママの情報交換の場を提供し、応援しました。
②	窓口に専任職員を配置し、利用者対応や問い合わせに迅速かつ、丁寧に対応しました。
③	乳幼児を連れた方や身体の不自由な方の活動を支援するため、ベビーカーや車いすを無料で貸し出しました。
④	夏期間は、午後5時30分から午後8時30分まで夜間管理人や当直を兼ねる夜間警備員を常駐し、24時間体制で利用者の問い合わせなどに対応しました。
⑤	窓口や掲示板に行事案内や行事参加募集などを掲出するとともに、公園リーフレットや観察マップなどを備え付け、園内散策などをサポートしました。
⑥	利用者の安全性を高めつつも利用の利便を図るため、夏期間の正門ゲートを午前6時から午後7時まで開錠しました。また、コテッジ等の利用者には、ゲート閉錠後も、午後10時まで出入りが可能なゲート開閉用のリモコンを貸与しました。
⑦	園内で見られる動植物の写真や情報をビジターセンター内に掲出しました。
⑧	英語、中国語のリーフレットやWi-Fiを活用し、外国人観光客の利用案内をしました。
⑨	接遇マナー研修等への職員参加を進め、内部の朝礼などを通し職員間の情報共有を図りました。

2. 広報活動について

●新鮮情報を提供します。

①	インターネットやＳＮＳを活用して、施設案内や行事情報を迅速に提供しました。 HP、Facebook、Instagram
②	行事や参加募集の周知のため、管内市町村広報紙、地元新聞、ミニコミ誌、タウン誌などに掲載依頼しました。 十勝管内市町村広報誌、十勝毎日新聞社、Chai
③	テレビ・ラジオの協力を得て、催しを周知しました。 FM WING

3. レンタル及び販売機

●エコロジーパークライフをエンジョイするレンタル用品等を充実します。

①	竹馬やストライクビンゴなどの遊具を備え、遊びのバリエーションを高めました。
②	利用者がキャンプを楽しめるよう、必要な物品、備品の貸し出しや販売を行いました。

	キャンプ用品		
4月	23	10月	4
5月	23	小計	4
6月	20		
小計	66		
7月	31		
8月	93		
9月	35		
小計	159	合計	229

③	貸出備品などは、返却の際、不具合などの点検を励行し安全を確保しました。
④	十勝川温泉と連携した割引入浴券を販売しました。
⑤	十勝管内をはじめ、道内をエリアとする観光地ラリーチケットや巡りチケットの販売や参加店となって、利用者の利便性を高めました。 第1四半期 ソフトクリームラリー (6/1～8/31) 6月 82件 バスパック 4月 0件 5月 0件 6月 0件 合計 0件 あおぞら共済 4月 3件 5月 5件 6月 13件 合計 21件 リロクラブ 4月 2件 5月 4件 6月 2件 合計 8件 第2四半期 ソフトクリームラリー (6/1～8/31) 7月 64件 8月 67件 合計 131件 バスパック 7月 0件 8月 0件 9月 0件 合計 0件 あおぞら共済 7月 5件 8月 3件 9月 0件 合計 8件 リロクラブ 7月 3件 8月 8件 9月 4件 合計 15件 第3四半期 バスパック 10月 0件 11月 0件 12月 0件 合計 0件 あおぞら共済 10月 0件 11月 1件 12月 0件 合計 0件 リロクラブ 10月 0件 11月 1件 12月 0件 合計 1件 第4四半期 ソフトクリームラリー (1/4～3/31) 1月11件 2月6件 3月8件 合計25件 バスパック 1月 0件 2月 0件 3月0件 合計0件 あおぞら共済 1月 37件 2月 16件 3月 0件 合計53件 リロクラブ 1月 2件 2月 3件 3月 0件 合計 5 件

4. 施設の清掃及び芝生・装置について

●快適環境を実現します。

①	ビジターセンターは、床、トイレ、窓ガラスなど毎日清掃しました。
②	コテッジは、使用後、毎回清掃しました。
③	毎日、開園前、中間、閉園前に園内巡回を実施し、ゴミや風倒木、動物の糞などを除去し、美観維持や危険の防止などを徹底しました。
④	芝生は、生育に合わせ4～5日間隔、キャンプ場は、1週間間隔で刈り込みしました。作業にあたっては、平日の利用者が少ない早朝や夕方を基本に実施しました。

5. 地産地消の促進について

●食事や飲み物などの利便施設の運営。

①	ビジターセンター内のカフェのメニューを拡充しました。（地場産品の使用）
②	屋外に食堂を設置しました。（エコ太郎）
③	ビジターセンター内をはじめ、遊具箇所に清涼飲料水などの自動販売機を設置しました。 ビジターセンター　：コカ・コーラ、ヤクルト、音更肢体不自由者父母の会 フワフワドーム　　：コカ・コーラ

6. 廃棄物の適正処理について

●廃棄物の適正処理を実現します。

①

環境育成型公園を実現するため、ゴミは基本的に持ち帰りをお願いしますが、連泊される方や遠方からのお客様対応として、有料によるごみ処理を受け入れました。

ごみ袋			
4月	28　枚	10月	202　枚
5月	404　枚	11月	71　枚
6月	454　枚	12月	0　枚
小計	886　枚	小計	273　枚
7月	917　枚	1月	0　枚
8月	1,388　枚	2月	0　枚
9月	483　枚	3月	0　枚
小計	2,788　枚	小計	0　枚
		合計	3,947　枚

7. 利用者満足度の向上について

●利用者意見を反映します。

①	ビジターセンター内に意見箱を設置し、お客様の意見をいただくとともに、アンケート調査を実施し、調査結果やご意見を運営に反映しました。

●利用者満足度の向上（利用者満足度の目標値）

達成目標及び業績指標	基準値	指標値				
		R4	R5	R6	R7	R8
北海道の管理目標 [指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を70%以上確保する。]	87.3%	70%		70%		70%
目標値		80%		80%		80%

8. その他サービス向上について

●その他のサービス向上策

①	幼児や雨天時にビジターセンター内で過ごすお子様向けに、絵本や安全なおもちゃ・乗り物などを充実しました。
②	冬期間、十勝川温泉と協働し、冬でも快適な利用者サービスを展開します。
③	園内にフットパスコース(約4㎞)の案内標識を設置し、わかりやすく利用しやすい環境を整備しました。
④	受付やトイレに消毒薬(エタノール)を設置し、感染症などの予防に努めました。
⑤	高齢者や体の不自由な方、幼児などが快適に園内散策できるようオートカート(1台)を配置し、職員が案内運行しました。
⑥	帯広百年記念館から収蔵資料(動物の剥製)を借り受け、公園所有の物とともに、ビジターセンター内に展示し、公園周辺に生息する動物・鳥類を来園者に鑑賞していただきました。(夏・冬バージョン入替え、エゾシカ、オオワシ、白鳥、マガモ、フクロウ、エゾリスなど)
⑦	降雨等により、幼稚園・保育園や学校単位での来園者が、屋外での昼食が困難な場合、ビジターセンターや土のフォーリーを昼食会場として解放しました。

Ⅳ具体的な管理運営方策

Ⅳ具体的な管理運営及び運営方法について
安全安心な環境育成型公園を実現します。

十勝エコロジーパークが目指す公園づくり
① 自然と人間の共生を目指す公園
② 100年先を目指す環境育成型の公園
③ 市民活動を誘発する公園
④ 十勝圏全体へと発信する公園

施設の概要等

道立十勝エコロジーパークは、フワフワドーム・水と霧の遊び場・築山などの遊具施設、コテッジ・キャンプ場の宿泊系施設、芝生や草地、樹林地のエリア、大池や展望デッキなどの景観施設、園路やトイレ、四阿などの衛生・付帯設備、ビジターセンターや土のフォーリー、プロジェクトハウスなどの活動支援施設などとともに、園内の自然環境を活かした散策や自然体験活動などを楽しんでいただけます。

このため、園内活動での事故や事件を未然に防止するため、施設、設備、機械の日常点検などのほか、芝生や樹林地の適正な管理による利用者の安全安心を第一に、誰もが楽しめる公園づくりを目指します。

また、園内活動をサポートするため、レンタル品などを揃えます。

1. 管理運営の基本方針及び運営方法について

十勝エコロジーパークを構成する道立公園をはじめ、幕別町、池田町の両都市公園、魚道観察室「ととろーど」など409.2haの一体管理と、水辺の体験などを行う「エールセンター」を有機的に結び付け、管理の効率化と利用者の多様な活動を支えます。

このうち、道立公園は、遊具や宿泊施設もあり、レクリエーションや憩い、自然散策、体験活動、軽運動などの場として利用いただいています。

しかし、開園から18年が経過し、施設や設備、機械器具なども老朽化あるいは更新時期を迎え、日常的な点検や保守点検、専門資格者による定期点検を励行し、事故の未然防止や利用者の安全安心の確保に努めます。

また、園内の快適な環境や危険個所の有無などを、常に、昼間のみならず、夜間も園内巡回を行い、安全の確保に努めます。

このほか、施設や備品の利用にあたっては、多くの個人情報を収集しますが、使用目的を達したものは、焼却処分など適正な管理に努めます。

以下に、管理運営にあたっての具体的方策等について提案します。

●管理運営の基本的な考え方

①	管理運営にあたっては、関係法令及び北海道条例等の趣旨及び規定を遵守し、適切な管理運営を実行しました。
②	施設の設置目的を達成するため、利用者視点に立ち、効率的運営を行いました。
③	高品質なサービス提供のため、管理運営手法の日常的な改善に取り組みました。
④	管理作業の効率性、迅速対応のため、専門分野や非効率部門などを除き、直営の管理・運営を基本としました。
⑤	職員の採用にあたっては、管理に必要な資格の有無などを参考としました。
⑥	職員は、業務を補完し合い、最小限の人員体制により管理運営に努めました。
⑦	十勝エコロジーパーク（409.2 ha）全体の有機的連携により、利用者相互の流動性を高めました。

⑧	施設管理者の責任が問われる事故、事件に対応するため、施設賠償保険に加入しました。（施設賠償責任保険の補償内容は、後記の「施設賠償保険の加入」に記載したとおりとし、その他、自主事業実施の際、イベントの際の事故の備え、参加者を対象とした損害賠償保険に加入しました。）
⑨	業務上知り得た又は収集した個人情報は、法をはじめ、「個人情報管理規程」「特定個人情報取扱規程」「情報公開規程」に則り、適正に管理しました。 なお、施設利用やレンタル品申し込みのため収集した個人情報は、保有の必要性が無くなった時点（当該年度の決算検査等終了後等）に廃棄、または焼却処分しました。
⑩	園内での事故や事件の防止のため、開園前、中間時、閉園間際に施設の巡回を行うとともに、夏期夜間は、警備員が3回以上、園内を巡回し、危険行為や危険個所の有無、不審者対策に当たりました。

●日常の管理体制

①	エコロジーパークは、年間通して、午前9時開園、午後5時閉園とし、職員は、午前8時30分から午後5時30分までの勤務としました。
②	夏期間は、午後5時30分から午後8時30分まで夜間管理人を、午後5時30分から翌朝8時30分まで夜間警備員を配置し、24時間体制で利用者対応と安全管理にあたりました。
③	夏期間は、毎日、早朝、昼間、夕方に職員が園内巡回し、落枝や動物の糞の除去、危険行為や危険個所の有無を調査点検し、夜間から早朝にかけては、警備員が3回以上巡回、園内の状況を確認しました。
④	北海道条例に規定されている「行為の禁止」や「行為の制限」事項については、標識や看板などにより周知するとともに、職員や警備員が園内巡回時に禁止又は制限行為を発見した場合、速やかに注意し、中止するよう促しました。
⑤	遊具（ふわふわドーム、水と霧の遊び場）は、毎日、始動時、稼働時、停止時に異常の有無を確認しました。また、ふわふわドームは、土・日・祝日・夏休み期間中は、安全管理のため監視員を配置するとともに、降雨時は危険なため、使用停止しました。
⑥	施設が多岐にわたり、老朽化していること、利用者も多いことなどから、防火管理要綱に基づき、防火管理者の配置や消防計画の策定や変更、防火訓練を実施しました。

●施設、設備などの保守点検

①	法令に基づく施設や設備などの定期保守点検は、専門業者や有資格者に委託発注するとともに、日常的に目視点検、異常音などの発生が無いか安全点検を実行しました。
②	植物管理、清掃、有害昆虫駆除、遊具管理、施設巡回、除雪については、「管理運営業務の実施説明書」及び「植物管理業務年間計画書」に従い、実施しました。
③	点検の結果、異常や改善、部品劣化などが指摘された場合は、速やかに点検結果に基づく修繕や応急措置を講じました。

●危険行為や禁止行為への対応について

①	禁止行為は、ビジターセンターや禁止場所に周知看板や規制標識などを掲出し、利用者に協力を要請しました。
②	園内巡回中や通報により禁止行為や危険行為者を発見した場合、直ちに注意を与え制止するほか、注意を無視し、重大事故などにつながると判断した場合は、警察など関係機関に通報し対処しました。
③	無断貼り紙を発見したときは、直ちに撤去しました。
④	車上荒らしを防止するため、駐車場監視カメラを設置するとともに、駐車場内に「監視カメラ作動中」の看板を掲出し、抑止しました。（不審者対応マニュアルの制定）
⑤	樹木の伐採、植物の採取などを発見した場合、中止を勧告し、没収しました。

2. 事故発生件数の目標について

●事故発生件数の目標値

達　成　目　標	基準値	指　標　値				
		R4	R5	R6	R7	R8
安全性の確保 ［日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間2件以下とする］	0件	0件	0件	0件	0件	0件
目　標　値		0件	0件	0件	0件	0件

第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

●個人情報管理

①	北海道個人情報保護条例を遵守するほか、指定管理者個人情報管理規程により、個人情報の適切な取扱いをしました。職員は、知り得た個人情報の適切な取扱いについて、普段の業務や研修を通して徹底しました。
②	運営上取得した個人情報は、法令で認められている以外、目的の範囲内で利用し、第三者への提供はいたしませんでした。
③	行政処分などを除き、施設利用予約票、行事参加申込書、レンタル品等の貸し出し申込書、身分証明書写しなどの取得した個人情報は、最大1年間の保存の後、ゴミ焼却施設に直接持ち込み、焼却処分しました。
④	利用者から個人情報の開示・利用停止・消去などの依頼を受けた場合は、本人であることを確認の上、特別の理由がない限り、速やかに対処しました。

3. 施設賠償責任保険

●施設賠償保険への加入

施設の瑕疵により第三者に損害を与えた場合に備え、次の施設賠償保険に加入しました。

保　険　の　種　類	保　障　内　容		
施設賠償責任保険	対人事故	1名当り	3,000万円
		1事故当り	1億円
	対物事故	1事故当り	500万円

4. 管理運営業務の実施

管理運営業務の実施説明書

園地等の管理			
	植物管理		
		樹木管理	
			生垣	年１～２回ボランティアにより実施
			下草刈り	センターゾーン・植樹区 10%1 回、育樹区 10%1 回
				コテッジゾーン・植樹区 10%1 回
				ピクニック広場・実生林 10%1 回
		草花管理	除草	宿根、植栽はボランティア参加により実施、50%1 回
			病虫害防除	宿根、植栽　50%1 回
		芝管理	草刈	ビジターセンター周辺；5 回以上（苅込高 5～10cm） 園路沿い林地；2 回 キャンプ場；15 回、キャンプ場周辺・3 回以上 ピクニック広場；3 回以上 野生草地ゾーン；3 回以上 大池ゾーン；3 回以上 コテッジゾーン；3 回以上 河畔の森ゾーン；3 回以上 園路沿い；3 回以上 林内草地；2 回以上
			芝刈り	ビジターセンター屋上法面；2 回以上 ビジターセンター前芝生広場；5 日毎を基本とし年 25 回 ビジターセンター周辺センターゾーン；区分毎に 3～5cm で年 15 回 臨時駐車場；年 5 回 ピクニック広場；利用者の多い区域は年 20 回、他は年 4 回 キャンプ場；7 日毎を基本として年 15 回以上 大池ゾーン広場；区域毎に 5 回以上 15 回 コテッジゾーン；15 回以上
			芝施肥	芝生広場；全体の 50%1 回 ピクニック広場；全体の 30%1 回
			エアレーション	芝生の広場；43,363 ㎡の　10%1 回
		水域管理	ヨシ刈り	18,694㎡　0.3×1回
	施設管理			
		清掃	ビジターセンター	日1回清掃、特別清掃年2回
			土のフォーリー	毎日清掃
			プロジェクトハウス	利用日後毎日清掃
			森のトイレ	利用期間は毎日清掃
			コテッジ	利用日後毎日清掃
			トレーラーハウス	同上
			コテッジドーム	同上
			サニタリー	同上
			キャンプ場トイレ	同上
			野外トイレ	利用日は毎日（冬季閉鎖）
			炊事棟	利用期間は毎日1～2回清掃
			水飲み場	同上
			池・水路	アオミドロ等藻類の除去を適時
			水の遊び場	10日間を目安として清掃及び水入替え。汚濁状況によって適時
除雪				園路及び各駐車場（10cm 以上の積雪を目安に除雪する。）

○施設管理　計画及び実施

施設管理（清掃、除雪）

①	ビジターセンター	日1回清掃、特別清掃年2回
②	土のフォーリー	利用日後清掃、夏期間トイレ毎日清掃（冬期間適時）
③	プロジェクトハウス	利用日後毎日清掃
④	森のトイレ	利用日毎毎日清掃
⑤	コテッジ	利用日毎毎日清掃
⑥	トレーラーハウス	利用日毎毎日清掃
⑦	コテッジドーム	利用日毎毎日清掃
⑧	サニタリー	利用日毎毎日清掃
⑨	キャンプ場トイレ	利用日は毎日（冬季閉鎖）
⑩	野外トイレ	利用期間は毎日1～2回清掃）
⑪	炊事棟	利用日は毎日（冬季閉鎖）
⑫	水飲み場	利用期間は毎日1～2回清掃
⑬	池・水路	アオミドロ等藻類の除去を適時
⑭	水の遊び場	排水トラップを利用日毎毎日清掃。
⑮	除雪	園路及び各駐車場（10cm以上の積雪を目安に除雪する。）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①	30	31	30	31	31	30	31	27	28	28	28	30	
②	7	15	14	13	15	13	15	2	2	1	0	1	
③	0	0	1	0	0	5	1	3	0	0	0	0	
④	2	15	14	13	15	11	12	0					
⑤	10	8	11	19	24	13	12	11					
⑥	5	5	7	16	26	11	6	2					
⑦	2	0	0	0	1	0	0	0					
⑧	5	6	8	18	25	10	7	7					
⑨	2	15	14	13	15	12	14						
⑩	5	15	14	13	15	11	14						
⑪	3	15	14	13	15	11	14						
⑫	1	1	0	0	0	0	0						
⑬	5	15	13	0	3	0							
⑭			23	31	31	23							
⑮									3	2	2	4	

※水と霧の遊び場は6月7日に開放し、9月23日で終了しました。

5. 施設・整備の保守点検業務

施設・設備の保守点検内容

点検項目	点　検　回　数　等
消防設備保守点検	外観機能年1回　6/2、総合点検年1回　6/2 12/3
電気工作物保守点検	年６回（偶数月）実施 4/14, 6/12, 8/13, 10/8, 11/28, 2/10
自動ドア保守点検	年４回実施 4/1, 7/8, 10/9, 1/26
展示昇降バトン保守点検	年1回実施　4/24
ゲート保守点検(キャンプ場等入口)	年1回実施　5/8
自動制御器保守点検(正面ゲート)	年1回実施　6/9, 12/2
汚水ポンプ保守点検	年1回実施　6/20, 10/4
井戸ポンプ保守点検	年2回実施　6/20, 10/4
浄化槽保守点検	年4回実施　4/16, 7/3, 9/11, 11/13,
ボイラー保守点検	年2回実施　5/19, 10/9
水景施設保守点検	年2回実施　5/27, 10/15
遊具施設保守点検	年2回実施　4/3, 11/7
放送情報施設	年2回実施　4/14, 12/3
音声設備保守点検	年2回実施　4/14, 12/3
灯油地下タンク等点検	年1回実施　6/6

安全管理

<table>
<tr><td>園内巡視</td><td colspan="7">日２回以上</td></tr>
<tr><td>遊具等巡視</td><td colspan="7">フワフワドーム:日３回以上、水の遊び場:日３回以上
安全監視員:土・日・祝日・夏休み期間配置（ふわふわドーム）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警備</td><td colspan="7">夜間警備園内巡視；夏期6ヶ月間日3回巡視、夜間管理常駐</td></tr>
<tr><td colspan="7">キャンプ場・コテッジ:利用期間中、夜間３回巡視（常駐）</td></tr>
<tr><td colspan="7">ビジターセンター・プロジェクトハウス・土のフォーリー:夏期間夜間3回巡視、冬期間は機械警備</td></tr>
<tr><td>有害駆除</td><td colspan="7">スズメバチの駆除等適宜（対応マニュアル作成）
<table>
<tr><td></td><td>期間
処置</td><td>設置
～5/31</td><td>6/1
～6/30</td><td>7/1
～7/31</td><td>8/1
～8/31</td><td>9/1
～9/30</td><td>総計</td></tr>
<tr><td>1</td><td>設置数（累計）</td><td></td><td>21</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td></tr>
<tr><td>2</td><td>女王バチ</td><td></td><td>0</td><td>35</td><td>0</td><td>0</td><td>35</td></tr>
<tr><td>3</td><td>その他</td><td></td><td>118</td><td>230</td><td>200</td><td>75</td><td>623</td></tr>
<tr><td>4</td><td>小計</td><td></td><td>118</td><td>265</td><td>200</td><td>75</td><td>658</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

6. 植物管理業務

植物管理業務年間計画書

1 芝地・草地管理

（1）刈込み

区分	ゾーン区分	刈込み内容及び回数							刈込み高
芝生	センターゾーン (19,375 ㎡) 芝生広場	5月	6月～8月				9・10月		
		生育状況を見ながら 2回以上	全体 19,375 ㎡のうち、利用頻度が高く公園の顔となるセンター広場約10,000 ㎡については、4日間隔で刈り込む				生育の悪くなる9月は週1回、10月は月2回刈り		3 cm程度
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		9	10	6	5	10	4	0	
	その周辺	生育状況を見ながながら2回以上	週1回以上				生育状況を見ながら月2回以上		3-5 cm
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		14	17	5	13	10	5	0	
	臨時駐車場 (6,103 ㎡)	5月	6月～8月				9・10月		7-10 cm
		1回	月1回以上				月1回		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		9	5	3	5	6	3	0	
	ピクニック広場 (37,234 ㎡)	5月～10月							3-5 cm
		全体の内、多目的利用として利用頻度の高い2㌶は、5月2回、6月から9月までは生育状況を見ながら週1回以上、10月は1回							
		他の地域は、4回							7 cm程度
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		8	6	5	8	7	7	0	
	大池広場 (13,945 ㎡)	5月～10月							
		池の観察等利用度の高い区域4,500 ㎡は、15回以上							3-5 cm
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		2	3	2	3	2	1	0	
		その他の区域は5回							7 cm程度
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		2	3	2	3	2	1	0	
	オートキャンプ場(27,361 ㎡)	5月	6月～8月				9・10月		3-5cm
		2回	快適な芝生状態を提供するため、週1回以上				9月2回・10月1回		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		11	9	4	4	5	3	0	
	コテッジゾーン (5,160 ㎡)	5月	6月～8月			9・10月			3-5cm
		2回	週1回以上			9月2回・10月1回			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		9	11	3	6	5	5	0	
	カシワの森ゾーン (437 ㎡)	5月-10月							7-10cm
		4回							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		2	2	5	6	5	7	0	
	野生草地ゾーン (4,252 ㎡)	5月-10月							
		4回							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		2	2	5	6	5	7	00	

	プロジェクトハウス周辺	5月-10月						
		5月2回、6月から9月までは生育状況を見ながら週1回以上、10月は1回						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		4	2	2	2	4	2	0
草地	センター駐車場周辺 (13,397 ㎡)	5月	6月～8月			9・10月		
		1回	週1回以上			1回以上		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		5	2	2	5	3	7	0
	ピクニック広場 (7,834 ㎡)	5月-10月						
		3回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	野生草地ゾーン (43,204 ㎡)	5月-10月						
		3回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	野生草地ゾーン (40,428 ㎡)	5月-10月						
		3回						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	大池ゾーン (4,007 ㎡)	5月-10月						
		3回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	キャンプゾーン (11,641 ㎡)	5月	6月-8月			9-10月		
		1回	週1回程度			1回以上		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	キャンプゾーン (10,674 ㎡)	5月-10月						
		3回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	コテッジゾーン (12,321 ㎡)	5月-10月						
		3回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	河畔の森ゾーン (2,963 ㎡)	5月-11月						
		3回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	河畔の森ゾーン (1,400 ㎡)	5月-11月						
		3回						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	林内草地 (7,369 ㎡)	5月-10月						
		2回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		2	2	6	6	5	7	0
	園路沿い草地 (8,202 ㎡)	5月-10月						
		3回以上						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		6	7	6	6	5	7	0

	5-10cm
	10-30 cm
	10-30 cm
	15-20 cm
	10-30 cm
	5-7 cm
	15-20cm
	10-20cm
	10-30 cm
	15-20 cm
	10-30 cm
	10~30 cm

	ヨシ刈り (18,694 ㎡)	5月-10月						
		生育状況を見ながら30%年1回						
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		0	1	6	6	5	7	0

（2）施肥（エアレーション）

芝生広場	利用頻度の高い芝生広場1．94㌶について、春から夏にかけ芝の生育状況を見ながら全体の50%について1回施肥・エアレーション50%1回実施						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0	1	0	0	0	0	0
ピクニック広場	6月から8月にかけて3．72㌶のうち利用頻度と芝状況により、30%1回施肥						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0	1	0	0	0	0	0
宿根	6月から8月にかけて1,930 ㎡のうち50%1回施肥						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
	0	0	0	0	0	0	

（3）除草

センターゾーン （ビジターセンター周辺）	6月から9月にかけて、公園ボランティア（130名登録）により除草を実施する。					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0	1	1	0	0	1
ビジターセンター 屋上植栽、宿根	公園ボランティアによる除草を実施するほか、屋上斜面については、年2回除草を実施する。 宿根は50%1回					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0	1	0	1	0	0

2　樹木管理

生　垣		公園ボランティアにより剪定（176 ㎡）						
下草刈	センターゾーン植樹地区 センターゾーン育樹区	6月から10月にかけて　39,907 ㎡のうち10%1回 6月から10月にかけて　14,228 ㎡のうち10%1回						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		0	1	0	2	2	2	1
	コテッジゾーン植樹地区	6月から10月にかけて　20,732 ㎡のうち10%1回						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		0	1	0	2	2	2	1
	ピクニック広場実生林	6月から10月にかけて　15,664 ㎡のうち10%1回						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		0	1	0	2	2	2	1
枝払	幼木育成区	6月から10月にかけて　50本						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		0	0	10	54	18	0	2	10
	育樹先駆区	6月から10月にかけて　50本						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		0	0	52	170	35	0	3	26
間伐	幼木育成区	6月から10月にかけて　20本						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		0	23	0	23	15	118	48	73
	育樹先駆区							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		0	13	0	12	0	36	19	57

3　花壇等管理

正面園路及び ビジターセンター周辺	・正面ゲート左右芝ゾーンの管理 ・ビジターセンター南北玄関回りへの花の植栽 ・その他、可能な限りの空間に鉢植え花を設置 4 月に植え込みを行ない 10 月まで、一般参加者・公園ボランティアの会等の協力を得て花の植え付け、管理を実施しました。 第一四半期　1 回目（春の花）4/12 第二四半期　2 回目（夏の花）7/1

水の遊び場周辺	・水の遊び場内には一般的な花と園内自生（野草）の花を取り混ぜて植栽しており、雑草などの除去を行いました。 ・水の遊び場周辺には自生の野草を植栽

Ⅴ安全対策や危機管理

Ⅴ安全対策や危機管理

1. 安全対策や危機管理について

安心安全な公園づくりを実現します。

来園者が、安全で安心・快適に過ごしていただけるよう、災害への備えや事故、事件を未然に防止するよう努めていきます。
このため、日常的な管理とともに、施設、設備の保守点検を励行します。
また、施設や設備の安全対策はもとより、万が一の事故や自然災害への対処のあり方について、対応規程や対応マニュアルを定め、避難訓練等を実施し、来園者の生命、身体及び財産守り、被害を最小限に食い止める安心・安全を確保した公園を目指します。

1) 想定されるリスク及びクライシス

来園者の身体・生命・財産に重大な被害を招く事象として、
① 地震、風水害などの自然災害
② 火災や自動車事故などの重大事故
③ 人的被害が予測される騒乱、事件などの重大事件
④ 感染率が高い感染症などの健康危機
⑤ 施設や設備、維持管理作業中を起因とする怪我などの事故、とします。

2) 職員の危機管理能力の向上

①	自然災害や火事、人的危機に備え、防災訓練や AED の操作研修を通して、リスクへの対応を習熟しました。
②	火災等の予防及び人命の安全確保などを目的とした「防火管理要綱」に基づき、防火管理者の設置のほか、消防計画の作成や変更、消防訓練の実施、自衛消防組織の設置と担当役割分担などを規定し、職員の理解度を高めました。
③	自然災害発生に備え災害対策要綱や災害対策マニュアルを定め、非常配備態勢や配置基準など、職員の行動・役割を規定し、災害対応に当たりました。
④	災害や事故発生時の北海道や関係機関への通報・伝達方法について、北海道等に担当職員の氏名・電話番号などを通知するとともに、通報・伝達先・伝達方法などを周知しました。
⑤	園内での作業や巡回時には、無線機等を装備し、作業中等に危険個所の発見や緊急事態が発生した時は、速やかに上司に報告し、上司の指示に従い応急措置や回避措置を講じるよう徹底しました。
⑥	大雨、長雨時には、国の観測地の十勝川の河川水位データを収集するとともに、園内沿いの水位監視を続け、危険度を予知し必要な対策等に移行できるよう備えました。

3) 日常の安全対策・危機対策

①	日常的に施設や設備・機械などの点検を実施し、不具合や故障等の発見、予防に努めました。
②	夏期間は、開園前、中間時、閉園前に園内状況や危険個所の有無などを調査するため、職員が巡回しました。（落枝や動物糞の除去、危険個所の有無等） 巡回中に発見した危険個所などは、朝礼で情報共有し、速やかに対処しました。
③	警備員は、夜間から早朝にかけ、3 回以上キャンプ場、コテッジなどを中心に園内を巡回し、不審者や危険個所、トラブルの有無の把握など、24 時間体制で利用者の安全安心を確保しました。

④	遊具は、始動時、稼働時、停止時に異常や危険の有無を確認するとともに、他の施設や設備なども目視や異音など、異常の有無を確認し、不具合を確認した場合は、停止や立入制限などを行い、安全を確保しました。
⑤	車上狙いなどの窃盗防止のため、中央駐車場を監視するカメラを設置するとともに、駐車場に「監視カメラ作動中」の立看板を立て、犯罪の抑止につなげました。
⑥	コテッジや屋外トイレは、清掃時に異常確認した時は速やかに対応するとともに、利用者からの通報、問い合わせに 24 時間対応しました。（調理器具や照明の球切れ、ストーブ異常などには、代替品を用意して対応しました。
⑦	ふわふわドームは、成人と子供の体力差により、同時の遊戯は危険なため、土・日・祝日・夏休み期間中は、安全監視員を配置し、時間割により利用時間を区分する安全対策を講じました。
⑧	自然災害はいつ発生するかわからないため、夏期間の夜間は、夜間管理人、警備員が状況を把握し、管理事務所長に状況を報告して指示を仰ぐ 24 時間体制としました。
⑨	警備員を配置しない 11 月から翌年 4 月 28 日までは、機械警備となるため、夜間に発生した災害や不審者の侵入などは、警備会社の状況把握や初期対応の在り方、管理事務所長への連絡等について、委託契約に規定し、受託者に徹底しました。
⑩	感冒や怪我の応急措置のため、アルコール消毒液、医薬品を常備します。万が一、食中毒や法定伝染病などの感染が疑われた場合は、指導機関の指示に従い、消毒、閉園などの措置をとる体制を備えました。
⑪	危険が事前に予見できる場所や行為に対しては、立入禁止看板や注意喚起看板などを掲出しました。
⑫	管理作業中（特に草刈）の事故防止のため、利用者が多いビジターセンター前等は、出勤直後又は夕方に実施し、土・日・祝日は作業を行わないとともに、夏休みなど繁忙期は、開園前の早朝出勤により、事故の未然防止に努めました。

4）緊急時の対策

①	職員は、人命の安全確保を最優先に、危険な兆候と判断した場合、来園者を危険個所から安全な場所へ避難誘導する体制を整えました。
②	火事や怪我人などが発生した場合、職員は状況把握に努め、上司に報告し、指示を仰ぐとともに、通報連絡担当者は消防、救急（救急車、病院）に、管理事務所長又は情報連絡担当者は十勝総合振興局などに通報・報告し、出動や支援要請する体制を整えました。また、怪我により自身で通院される際に、休日など病院が休院の場合、当日の当番医の事前把握に努めました。
③	避難誘導後職員は、状況把握に努め、上司への報告や指示を仰ぐほか、緊急を要する危機の場合、自ら危険回避行動に移るよう意識付けを行いました。
④	職員は、危険個所からの避難完了を確認した場合、再び人が近づいたり、入ったりしないようバリケード等により封鎖措置をとる態勢を整えました。
⑤	風水害等にあって職員は、様々なツールを活用し、事前に正確な情報収集と今後の見通しについて把握し、応急対策を実行できる体制を整えました。
⑥	被害の拡大を防止するため、職員はできる範囲での応急措置を行うよう体制を整えました。
⑦	騒乱や事件が発生した場合、職員は制止に努めるが、鎮圧が不可能な場合、第三者の避難を優先的に行うとともに、警察など関係機関に通報し、出動要請することを確認しました。

5）災害等に備え、訓練を実施します。

①	防火管理者を配置し、消防計画の作成、防火訓練を毎年１回以上実施しました。
②	十勝川の増水や氾濫に備え、キャンプ場利用者を想定した避難誘導訓練を年１回実施しました。
③	心肺停止の利用者発生を想定し、消防署救急隊員の指導のもと、AED 操作訓練、心肺蘇生法の研修を実施しました。
④	職員は、防災訓練等の参加や防災情報を積極的に収集し、地震や洪水などの災害対応に関する知識、技術を習得しました。
⑤	職員研修等を通して、災害が発生する恐れや災害が発生した場合の職員の行動・役割を定めた災害対策要綱や災害対策マニュアルの習熟を図りました。

6）災害への備え

①	万が一の火災発生に備え、日常的に避難経路や消防設備の点検を行うとともに、消防計画を作成し、毎年１回以上の大規模な避難訓練を来園者の協力のもと実施しました。
②	大雨による河川氾濫の危険度が増した場合、事前に降雨情報、国の河川水位データを収集するとともに、今後、災害の危険がある場合は、河川占用地の利用を中止しました。また、キャンプ場等の利用時に今後も天候の悪化が予想され、災害の危険がある場合は、利用を中止し、安全な地帯に誘導する措置を徹底しました。さらに、キャンプ場利用時の河川災害を想定した避難誘導訓練を年１回実施しました。
③	大規模地震を想定した避難訓練を年１回以上実施しました。 また、消防署、近隣町役場の協力を得て、防災訓練を兼ねた防災イベントを開催し、イベントに参加しながら防災を学ぶ機会を作りました。

7）非常配備態勢・配置基準について

①	自然災害や火災等が発生し、又は発生する恐れがある場合、非常時の職員配置体制や配置基準に基づき、職員を招集し応急措置にあたれるよう備えました。（災害対策要綱、災害対策マニュアル、防火管理要綱の徹底）

添付資料

①ビジターセンター・土のフォーリー・プロジェクトハウス消防計画　別添１

②自衛消防組織図　別添２

③消防訓練実施計画書（案）　別添３

④安全危機対策マニュアル　別添４

⑤緊急連絡体制図　別添５

⑥事故対策マニュアル　別添６

⑦不審者対応マニュアル　別添７

⑧災害対策要綱及び災害対策マニュアル　別添８

北海道立十勝エコロジーパーク
ビジターセンター・土のフォーリー・プロジェクトハウス　消防計画

目的	この消防計画は、消防法第８条第１項の規程に基づき、ビジターセンター、土のフォーリー、プロジェクトハウスにおける火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図るため、防災管理業務について必要な事項を定めるものとする。

１　日常の防災対策		
防火管理者の責務	防火管理者 ◇　消防計画の作成、検討及び変更 ◇　消防計画に基づく通報、消火、避難訓練の実施 ◇　火気の使用又は、取扱いに関する指導及び監督 ◇　電気配線、電気機器、機械設備等の管理、安全確認 ◇　消防設備の点検実施及び監督 ビジターセンター消防用設備　：　消防設備士又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させ、その結果を維持台帳に記載 土のフォーリー消防用設備　：　自ら点検し、その結果を維持台帳に記録し、年１回，消防署長に報告する プロジェクトハウス消防用設備　：　自ら点検し、その結果を維持台帳に記録し、年１回，消防署長に報告する ◇　収容人員の適正な管理 ◇　他の職員の指導、監督 ◇　その他、放火火災の予防措置など防火管理上必要な業務	
通報・消化・避難訓練	通報訓練、消防訓練及び避難訓練は、年１回以上実施する。 訓練を行なう際には、事前に消防署に届出し、その結果を報告する。 （「自衛消防訓練計画・実施計画届出書」）	
	通報訓練	・　自動火災報知設備が火災表示した場合の現場確認訓練 ・　放送設備による館内放送訓練 ・　館内電話により 119 番通報、必要な情報を伝える通報訓練 ・　出火場所及び各担当者から指揮者へ連絡する訓練 ・　指揮者から各担当者及び消防隊へ情報伝達する訓練訓消火訓練
	消火訓練	・　水バケツ、消火器による訓練
	避難訓練	・　館内放送による誘導避難訓練 ・　それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練 ・　防火戸（扉）の閉鎖訓練
防火教育	防火管理者は、消防計画の内容及び職員の任務などを各職員に周知させ、その徹底を図ること。 消防機関又は、防火団体が開催する講習会又は研修会に参加するとともに、職員に対する防火講習会を随時開催する。	
２　火災（災害）時の対応		
	火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、「自衛消防組織」を組織する。	

自衛消防組織

◇　本部長　　：　事務所で現場各担当者を総括する。
◇　隊　長　　：　現場で各担当者への指揮、命令とともに、消防隊との連絡を密にし、円滑な活動を行なう。
◇　副隊長　　：　隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

◇　電気配線、電気機器、機械設備等の管理、安全確認
◇　消防設備の点検実施及び監督　：　消防設備士又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させ、その結果を維持台帳に記載する。

◇ 役割分担

＊　本　部　長　　：財団専務理事
＊　自衛消防隊長　：公園管理事務所　所長
＊　同　　副隊長　：公園管理事務所　業務主任
＊　通報連絡担当者：公園管理事務所　企画主事
・大声、館内放送で来館者に火事を知らせる。
・消防へ通報（119 番）する。
＊　初期消火担当者：公園管理事務所業務職員 A
・大声で避難方向を指示し、パニック防止に努める。
・避難障害になるものがあれば除去する。
・ボイラー等危険施設の供給運転を停止させる。
・防煙戸（扉）を作動する。

出火防止	自衛消防隊長は、火気使用設備器具の使用を停止させ、それを確認する。
情報収集	通報担当者は、周辺の被害状況を確認するとともに、インターネット、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、活動の支援をする。
消火対応	館内に火災が発生した場合、設置消火器により、消火活動し、火勢が衰えない場合は、避難する。（初期消火に対応）
避難誘導	避難誘導担当者は、あらかじめ決めた指定避難場所へ来園者を誘導する。
地震後の安全措置	地震直後は、安全を確認したうえ、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査及び応急措置を行なうとともに、全機器について安全性を確認後、使用開始する。

3　夜間・休園時における対応

◇ 冬季以外の夜間
警備員１名のみによる管理となるため、通報、初期消火等は警備員が行う。通報は、防火責任者へも行う。プログラム利用など開催中で職員がいる場合は、前述２に準ずる。

◇ 冬季の夜間及び休園日
管理者は不在で、機械警備だけによる管理となるため、警備会社のコントロールセンターより消防署と防火管理者へ通報してもらい、防火管理者は迅速に対応する。

別添２

北海道立十勝エコロジーパーク

自 衛 消 防 組 織

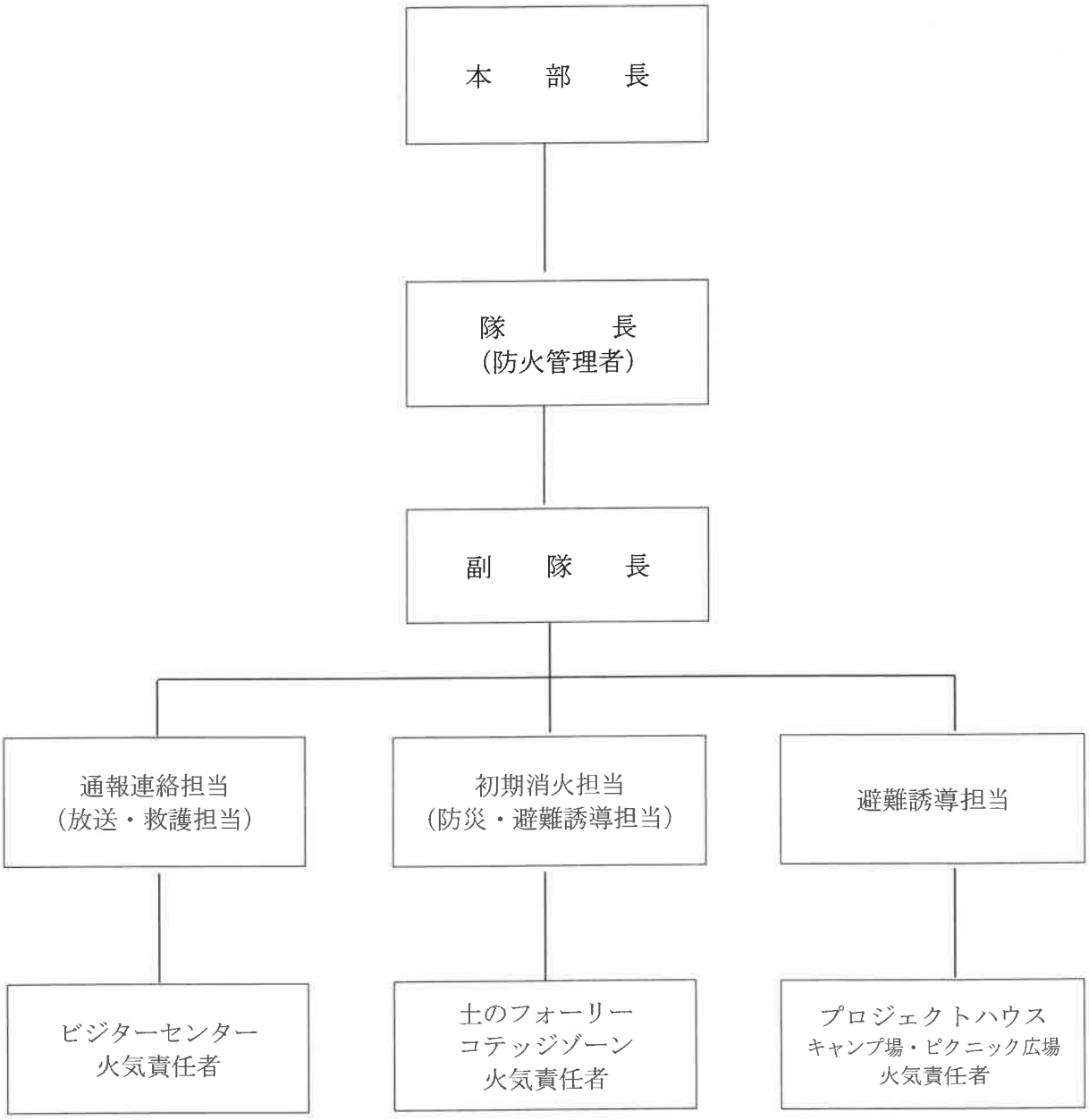

別添３

消防訓練実施計画（案）

訓練目的　：　北海道立十勝エコロジーパーク消防計画に基づき、火災その他の災害が発生した場合を想定し、その被害を最小限に止めるため「自衛消防組織」により、火災（想定）時の対応に関わる訓練を行なう。

１　組織及び役務分担　：　管理事務所職員による「自衛消防組織」と、その役務のとおり。
（別紙　「消防計画」「自衛消防組織図」参照）

２　訓練の内容　：　火災の発見、通報、避難誘導、初期消火等の一連の総合訓練とし、訓練対象施設はビジターセンターとする。
なお、これら訓練等については、音更消防署の指導・協力を得る。

（１）通報訓練
① 自動火災報知設備の受信機が火災表示した場合の現場確認訓練
② 放送設備による館内放送訓練
③ 出火場所、ケガ人・逃げ遅れの有無等の情報伝達訓練
④ 電話による消防への通報訓練（正確な情報の伝達）

（２）消火訓練
①　水消火器による、消火器取扱い訓練の実施

（３）避難訓練
① 館内放送による避難誘導訓練
② それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練
③ 防火戸等の閉鎖訓練（操作の確認）

（４）救急救命訓練
消火・避難訓練とは別日程を設定し実施するほか、年１回 AED を使用した救急救命訓練を実施する。

３　日　　程　　９：３０　ミーティング（訓練内容等の確認）
１０：００　訓練開始
① 通報訓練
② 避難訓練
③ 消火訓練
１１：００　終　了

４　その他　　講評　　（音更消防署による）

別添４

安 全 危 機 対 策 マ ニ ュ ア ル

災害対策（一般災害、地震災害）

1　平常時の対策

（1）　防災体制・災害対策体制を整備する。

（2）　災害対策に従事する職員の配置と動員体制を決める。

（3）　各機関相互及び民間協力団体間で、情報収集や伝達が可能な連携体制をはかっておく。

（4）　機会ある毎に職員に対し、防災意識の高揚と災害時の復旧方法などの習熟を図っておく。

（5）　必要と認められる復旧資材をあらかじめ確保しておく。

・車両での輸送のほか、あらかじめ災害対策用の資機材の調達契約をしておき、業者の車両等による輸送を依頼しておく。

（6）　避難経路をあらかじめ利用者に告知しておく。

（7）　公園管理者が危険と判断した場所には速やかに立入り禁止措置をとる。

（8）　被害が予想される場合には、あらかじめ次のような作業を行なっておく。

ア　排水施設

（ァ）排水管、雨水枡等の点検を行ない、詰まりがある場合は掃除をする。

イ　電気設備

（ァ）電気設備の記述基準に定めるところに適合するよう、定期的に巡視・点検を行ない、特に災害発生のおそれがある場合には、特別に巡視を行ない危険箇所の早期発見、回収に努める。

ウ　水道施設

（ァ）給水管の漏水防止については、巡回し、漏水、腐食の早期発見、修理に努め、折損及び接ぎ手部分の抜け出しを防ぐ。

エ　崖、擁壁

（ァ）大地震、台風及び集中豪雨などによる崩壊を未然に防止し、万全の対策を期するため、北海道と協議し、危険箇所の改築改造及び補修の実施に努める。

オ　建築物の構造設備

（ァ）建築基準関係法令、消防関係法令、並びにこれら法令に基づく条例に定められた、技術上の基準に適合するよう維持するとともに、災害の予防に努める。

カ　風害対策

（ァ）トタンなど、屋根葺材がとばされないようにする。

（ィ）倒壊のおそれのある工作物などには、丸太等の控柱、仮筋交いをする。

2　非常時の対応

（1）　火　災

ア　ただちに消防署へ連絡し、場内放送をする。

イ　状況により立入禁止措置をとる。

ウ　避難が必要な場合には、避難経路に従って避難誘導を行なう。
負傷者が出た場合には救護にあたり、救急車の手配をする。

エ　消火器などで消火活動を行なう。

オ　警察、消防車が到着後は指示に従い、協力する。

（2）　震　災

ア　公園管理者は状況を把握し、必要と判断した場合は、消防署へ連絡し、場内放送をする。

イ　状況により危険箇所への立入禁止措置をとる。

ウ　あらかじめ避難場所を定め、避難経路に従って誘導する。

エ　負傷者が出た場合は、救護にあたり救急車の手配をする。

（3）　河川の増水時（防災・避難・撤去計画）

ア　公園管理者は状況を把握し、必要と判断した場合は、消防署等各関係機関へ連絡し、場内放送する。

①インターネット、ラジオ、テレビなどから気象情報を把握し、必要な対策を講ずる。

イ　状況により危険箇所への立入禁止や避難措置をとる。

ウ　あらかじめ避難場所を定め、避難経路に従って誘導する。
エ　負傷者が出た場合は救護にあたり、救急車の手配をする。
オ　増水時の場合には、北海道の指示のもとに河川占用工作物の撤去を行なう。

（4）　災害発生通報

ア　勤務時間中は組織に応じた連絡通報を行なう。
イ　夜間又は休祭日のときは、あらかじめ作成した連絡網によって通報する。

3　応急対策

（1）被害状況の把握と応急措置

ア　あらゆる方法をもって、被害状況の把握に努める。なお、災害中の巡回も併せて行なう。
① 一般道路、周辺の民家などに対する倒木による交通傷害や民家の破壊、樹木接触による漏電出
火などの被害の発見に努める。
イ　著しく復旧が困難な場合には、とりあえず支障のないよう迅速に応急措置をとる。
① 例えば、豪雨による雨水氾濫の場合には、枡蓋をはずし、排水管により速やかに排水する。

4　復旧対策

災害発生時	：	現場職員は、電話又は口頭により、被害状況を管理事務所長に報告する。管理事務所長は、職員に指示し十勝総合振興局等関係機関に災害状況を報告し、指示を仰ぐ。
災害中間時	：	職員は被害状況を整理し、文書により報告する。
応急対策完了後	：	職員はすみやかに措置状況を文書で報告する。
災害後	：	危険度の高いものから順次復旧する。

5　防災訓練等

（1）　防災総合訓練（消火・通報・避難訓練）
（2）　河川占用工作物の撤去訓練の実施
（北海道の指示のもとに実施する）

6　役割分担と緊急連絡網

（1）　役割分担

緊急事態、非常事態発生の際の指揮命令系統を明確にするため、責任者、消火担当、防災担当、避難誘導担当、救護担当など業務形態に合わせて決めておき、年１回の防火訓練をする。

（2）　緊急連絡網

緊急時に対応し、緊急連絡網を定める。

別添５

北海道立十勝エコロジーパーク
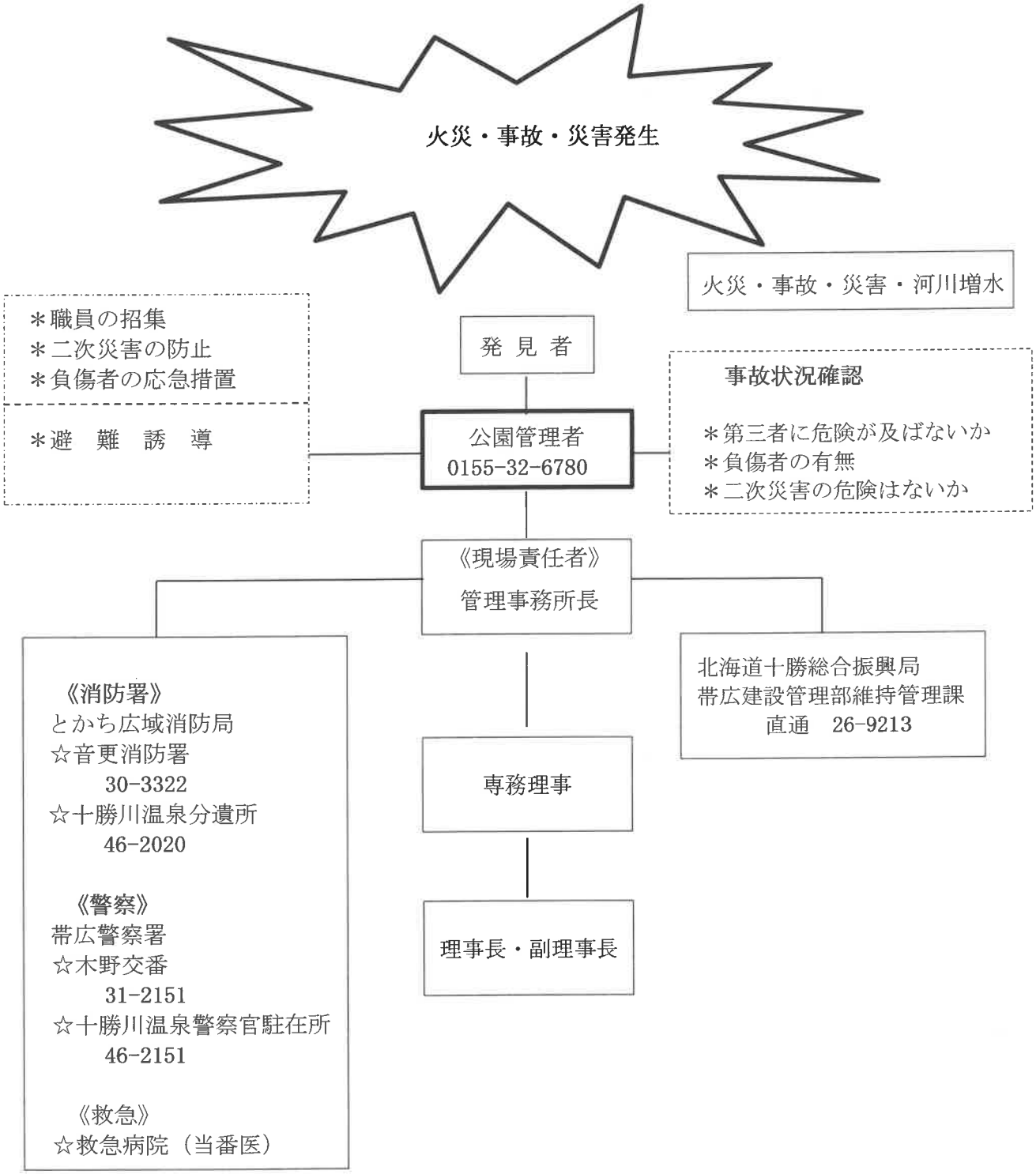
緊急連絡体制